

基調講演

「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」

アン・ヴォンワッタナ カンボジア王国司法大臣



【アン・ヴォンワッタナ】 まず最初に、本日の主催者であります法務総合研究所・松永所長，JICA大阪国際センター・高橋所長，そしてカンボジアの民事訴訟法起草のために長年にわたりまして御尽力いただきました民事訴訟法作業部会長・竹下駿河台大学学長，そして御臨席の皆様は私の心からの感謝の意と敬意を表します。昨年カンボジアにおいて民事訴訟法が成立したという機会に，本日，この法整備支援連絡会でカンボジア民事訴訟法についての講演の機会を与えられたこと，そしてここに私が出席できることを大変名誉に思っております。日本において，このように多くの方々が，カンボジアのみならず多くの国々におきまして法制度・司法制度整備支援にかかわっておられるということを変えたいと思うと同時に，皆様方のこれまでの御努力，御支援に関しまして心より敬意を申し上げる次第でございます。

また，本日は，御参加いただいている皆様方の中に，私がカンボジア又は日本で何度も会いしたこともある古くからの友人の方々のお顔を多数拝見し，心よりうれしく思っております。

皆様も既にご存じかと思いますが，カンボジアは，1993年に再び王国として新たな国づくりを始めました。1953年にカンボジア王国として独立して以来，政治体制が王国となったのは二度目になります。しかしながら，その間には長い間の内戦，そして政治的に不安定な状態を経験してまいりましたので，その影響を受け人材不足が非常に深刻な状態にあります。そのような中，法制度と司法制度の改革というものが，カンボジアにおきましては最重要の課題であり，政府の政策の中でも極めて高い優先順位が与えられております。

その証左といたしまして，法制度の整備と信頼に足る司法制度の構築が，国家レベルの政策的課題として位置付けられています。それは，2004年6月にカンボジア王国政府が発表したRectangular Strategy，四辺形戦略と訳すことができますけれども，そういった政策ペーパー，そしてまた2006年の国家戦略開発計画の中でも高い優先順位が置かれていることから明らかです。したがって，民事紛争を公正かつ迅速に解決するための裁判手続及び裁判所の組織の構築，そのブラッシュアップも，国家レベルの課題であります。それは，カンボジア王国憲法の要請でもあり，更にはカンボジアが法制度・司法制度改革という最重要の課題でもある政策を実施する中で法治国家への道を歩んでいくための要請，加えて，カンボジアが先に世界貿易機関(WTO)に加盟したことによる要請でもあります。

こうした法制度・司法制度改革の優先課題の中で，基本的かつ最重要の課題と位置付けられているのが，次に述べる八つの法律であります。それは，民法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法，裁判所の組織を定める法律である裁判所構成法，裁判官・検察官の地位に関する法律，また，カンボジアにおきましては司法の最高機関として司法官職高等評議会というもの

が設置されているわけですが、その司法官職高等評議会設置及び活動に関する法律を改正する法律、そして汚職防止法、この八つの法律が政府の中でも優先度の非常に高い法律だと位置付けられています。

今申し上げました八つの法律の中で、昨年、民事訴訟法典が、他の七つの法律に先駆けて最初に成立し、そして今年の7月に適用を待っているばかりとなっていることは、我々カンボジア王国政府、そしてまたカンボジア国民全体にとりまして非常に喜ばしいことであり、各界から歓迎されています。従前、カンボジアの民事訴訟に関する法律、またその法律等に従った手続につきましては、統一的な法律や法典が存在しておりませんでした。そのような中、一部は単行法や様々な行政令等で補っていたわけですが、やはりそのような中、包括的な手続を定める法律が必要だという認識が高まっておりました。そういった中で、今回、民事訴訟法が、統一的な民事手続全般を定める包括的な法典として成立したことは、非常に意義深いことであると考えます。この民事訴訟法は、第一義的には裁判手続に直接に関係する裁判官、検察官あるいは弁護士といった法曹実務家のためのものではありませんが、それだけにとどまらず、広く国民一般が裁判を受ける権利を保障するための法律として、一般の国民のためになるものでもあります。

民事訴訟法の起草は、これまでの司法省の立法計画の中でも常に最優先の順位が与えられておりました。また、先に述べましたように、カンボジア王国政府全体の政策の中、特に司法制度・法制度改革の政策の中でも優先度の高いものとして位置付けられてきました。というのも、民事訴訟法は、カンボジアが民主主義に基づく人権を尊重する法治国家になっていくために不可欠な基本法中の基本法であり、そしてまた、カンボジアの法体系の中核として位置付けられるものであるからです。

このような民事訴訟法の重要性を我々も深く認識し、透明性ある自由市場経済を実現させるために、包括的な民事訴訟法典の起草を計画し、このために、日本政府、そして日本政府の援助の実施機関である国際協力機構、当時は国際協力事業団でございましたけども、民事訴訟法の起草支援を要請したわけであります。

現在、カンボジアは民事訴訟法典の成立を歓迎し、そしてまた、今年の7月に適用を控えている状況でございますが、このような状況は、日本の関係者の方々、とりわけ8年にもわたりまして地道な起草作業に御努力いただきました民事訴訟法作業部会の先生方の御協力をなくしては考えられるものではありません。そういった意味で、改めてこの場をお借りして民事訴訟法作業部会の先生方、そして関係者の皆様に深く感謝を申し上げる次第でございます。

カンボジアの法制度整備支援という日本の協力プロジェクトは、1998年に正式に始まりました。日本側では、このプロジェクトの実施、そして法案の起草に当たりまして、経験豊富で著名な学者、裁判官、法務省の法務総合研究所の教官の方々、あるいは法務本省の方々等からなる十数名の作業部会が組織され、カンボジアにおきまして司法省の中に大臣を長として民事訴訟法及び民法の起草を担当するグループが作られました。

日本の支援のスタイルは、1998年にカンボジアでの法制度整備が始まってから一貫し

ており、そのスタイルは、他の二国間のドナーや国際機関とはかなり異なる性格をもっています。カンボジアに対する日本以外の国や国際機関の起草支援というものは、おおむねその多くが一人又は数名の外国人の法律の専門家が短期間カンボジアにやってきて、カンボジア側と意見を交換し、あるいは状況を調べた後、その専門家が本国に帰って、自分の本国の言葉で法案を起草し、それをカンボジア側に渡して翻訳させるという形のものが大部分です。

これに対しまして、民事訴訟法の起草に当たっての日本の支援においては、先ほど申し上げましたように、まず日本側では竹下教授を部会長としまして十数名からなる民事訴訟法作業部会が設置され、同じくカンボジア側におきましても起草のためのワーキンググループが設置され、この二者の間で緊密な意見交換が行われる形でプロジェクトが進んでまいりました。その中におきましては、プノンペンにおける13回にもわたるワークショップ、そしてまた2002年に行われた法案の普及のための大規模なセミナー、そしてまたJICAの研修制度を利用した日本における集中的な協議も毎年1回行われております。そしてまたカンボジア側におきましては、立法過程、つまり民事訴訟法草案が司法省から閣僚評議会、そして国会へと至る過程におきまして、カンボジア側のワーキンググループにおいて、それらの立法過程に対処するため、逐条の検討作業を最盛期では週3回のペースで行い、様々な疑問点や修正提案というものを出してまいりました。それに対しては、日本側作業部会の方が真摯に御対応いただき、そういった修正提案や疑問点に対するお答えがカンボジア側になされたわけでありまして、非常に特筆すべきことは、このような作業を通じてカンボジア側メンバーの条文案に対する理解度、そして法案の基礎となる原則に対する理解度が深まり、それがカンボジアの民事訴訟法案が成立するための大きな原動力となったということでありまして。

このような日本とカンボジアの民事訴訟法典の起草支援のスタイルに関しましては、起草を始めた当初はカンボジアの政府の内部、そればかりか我々司法省の内部におきましても起草のスピードが遅く、現在の要請にタイムリーにこたえられないのではないかと批判が多くありました。カンボジアの起草担当者は、その対応に非常に苦勞したわけですが、結果として非常にいい法典が出来上がり、そしてカンボジア側の理解度も深まるという状況を見た現在では、カンボジアが他の国や国際機関から立法支援を受けるときには、カンボジア側にまず受皿となるワーキンググループを組織し、その中で外国人の専門家グループと協議をして起草・立法していくというスタイルこそが、起草支援、立法支援を受ける形として理想的なものであるという認識が、司法省のみならずカンボジア政府及び関係機関の中で広まってきております。このことは、民事訴訟法の立法、そして適用を待つばかりとなったという成果と並んで、日本の起草支援のもう一つの大きな成果であると考えます。

日本における起草作業の中心的な役割を果たされたのは、もちろん民事訴訟法作業部会ですが、我々が忘れてはならないのは、日本とカンボジアとの間の緊密な協力関係、様々な国や国際機関よりも日本が秀でていたという広い認識がカンボジアでなされるようになったことへの大きな役割を果たしたのが、財団法人国際民商事法センターであるということです。財団法人国際民商事法センターにおかれましては、カンボジアへの法整備支援に関する事務局を設置していただき、その中で日本側のプロジェクト事務局としての機能を果たす中で、

日本側の作業部会の関係者，あるいは他の関係者と司法省に常駐するJICA専門家との間の意思疎通を図り，そしてまた，カンボジア側が必要な情報や様々な資料を集め，それをカンボジア側に提供するという役目を担っていただきました。カンボジアの法整備支援事務局が国際民商事法センターに設置され，その中に事務局員として常駐する委員が置かれたのは，プロジェクトが始まってから2年目に当たる2000年のことだったのですが，それ以降，民事訴訟法案の起草作業の管理，そしてまた，プロジェクトの運営が，この事務局の設置によって効果的に行われるようになり，それがカンボジアにおいて行われたワークショップ，非常に頻繁な回数，そして定期的に行われたワークショップでありますけども，それを可能にしたのが，この事務局であったのだというふうに考えております。この点に関して，財団の皆様には深く御礼を申し上げます。

このようにして様々な方々の御協力のお陰で成立した民事訴訟法は，カンボジアにおける従前の民事訴訟手続をドラスティックに変えるものであります。

まず民事訴訟法におきましては，民事訴訟法が採るべき原則というものを明確に示しております。まず第1条の第1項は，民事訴訟の目的は私人の権利を保護することであり，そして，そのために民事上の紛争を法の定めるところに従って解決することと定めております。また，裁判を受ける権利，審問請求権の保障，そして対審審理の原則といった非常に重要で基本的な民事訴訟法の原則を，それぞれ第2条第2項，第3条第1項，そして第3条第2項において規定しております。これらの規定は，カンボジアの王国憲法38条に定める「市民は，裁判において自己を防御する権利を有する」という規定，そしてまた，同憲法第128条第2項に定める「司法は，不偏不党であって市民の権利及び自由を保障する」という規定を民事訴訟手続の中で具現化するものであります。

新しい民事訴訟法において大きく変わるのは，以下の点です。

従来の民事訴訟におきましては，手続が調査手続と本審という手続に大きく分かれておりました。その中で請求や事実を厳然と区別することなく，そしてまた当事者の申出がなくても職権証拠調べができるということを大前提とした中で，かなり職権主義的な請求の特定や事実の発見を通じて裁判官が心証を形成するという手続になっておりました。この従前の民事手続，民事訴訟のシステムは，社会主義の影響を強く受けたものであり，国家が人々に対する後見的な役割を担い，また，裁判というのは行政作用の一種であるというような考え方に基づいております。そういった社会主義の影響を受けているということは，1979年から89年までカンボジアが社会主義体制をとっていたという歴史的な背景を考えれば致し方ないことだと思われれます。

しかしながら，新しい民事訴訟法におきましては，裁判所が審理，判断すべき請求の範囲については処分権主義という大原則が，そしてまた事実については弁論主義の原則が貫かれております。弁論主義に関しましては，証拠について，職権証拠調べの余地が認められているということで，若干修正がされているものの，原則は当事者が申し出た証拠を取り調べなければならないということになっております。いずれにしても，このように従前の手続とは大きく異なり，また，その基礎となる原則も異なる手続が新しく導入されることになるわけ

ですので、法曹の実務に携わる者、とりわけ訴訟を指揮しなければならない裁判官にとって、この新しい民事訴訟法を理解し、それに基づいて実務を行うという責務は非常に大きなものです。

カンボジアにおきましては、国王によって公布された法律は憲法の規定により、一定期間後、自動的に施行されるということになっています。民事訴訟法もその例外ではなく、既に昨年7月に公布され、そして施行されておりますが、民事訴訟法におきましては、1年のモラトリアムを設けておりますので、今年の7月から実際に適用されるということになっています。適用まで残された時間は、今から6か月しかございません。司法省におきましては、今後7月までに継続的にワークショップやセミナーを実施していくことによって適用に備えると同時に、7月以降も、更に継続的にセミナーやワークショップ等を実施して法曹実務家の民事訴訟法に対する理解を高めようという計画を立てています。この民事訴訟法の普及活動につきましても、これまでと同じように日本の関係者の方々、とりわけ具体的には司法省に派遣されているJICA専門家の方々との協力の上で進めてまいりたいと考えております。既に民事訴訟法の条文につきましては、出版、印刷を終え、各裁判所の裁判官、検察官、裁判所書記官、弁護士、その他法律扶助を行う団体、関係各省庁、そしてまた法学教育を行っている大学等に広く配布をしております。それに加えて、民事訴訟法作業部会におきまして、既に条文解説はお作りいただき、教科書も作成いただいております。こういった民事訴訟法の適用に当たって必要な資料を、これから出版し、そして関係者に広く配る中で適切な適用を図りたいと考えております。

このほか実務におきましては、新しい民事訴訟法に基づいた手続の中で使われる各種の書面、例えば、当事者が準備しなければならない訴状や準備書面、そしてまた裁判所が作成しなければならない調書や判決書等のモデルを作ることが必要であります。この作業につきましましては、司法省との協力プロジェクトとは別に行われているJICAのプロジェクト、具体的には王立司法学院の下にある王立裁判官・検察官養成校における民事教育の改善プロジェクトとも連携をとりながら模擬記録作成という活動を進めてまいりたいと思っております。なお、司法省における法制度整備プロジェクトは、今申し上げました王立裁判官・検察官養成校における民事教育改善プロジェクトと共同で、「民事訴訟第一審手続の解説」を既に作っております。これにつきましても、更なる改訂を重ねながら法律の実務家に配るよう努力してまいりたいと思います。

こうした人材の育成や教材の開発ということと並んで重要なのが、民事訴訟法を適用するために必要な様々な関連法令及びそれに基づく制度の整備です。民事訴訟法作業部会におかれましては、既に執行官法の草案を御起草いただき、現在、司法省の中で翻訳を進めております。またその中で法案を閣僚評議会に提出すべく準備中でありま。

ただ、現在、執行官の制度がカンボジアにないということ、また、執行官法を急いで作ったとしても民事訴訟法の適用までに執行官制度が整備されるとは期待できないことから、やはり民事訴訟法の適用におきましては、暫定的に執行官の事務を取り扱う者を定めておく必要があります。これにつきましましては、司法省令等の行政令の形で何とかカバーするように考

えているところでございます。また、カンボジアにおきましては、供託の制度が今のところないために、民事訴訟法の裁判上の担保等の規定を使うためには、この供託に代わる制度をつくらなければいけません。このため、裁判上の寄託の制度というものを裁判寄託法という形で、現在、民事訴訟法部会で準備中であると聞いております。

さらに、民法草案が日本側の民法作業部会との協力で既に草案として完成しており、現在、国会に提出されて、近く成立するという見込みになっております。この民法では、人事訴訟や非訟事件といった事件の類型が予定されています。これに対応するために、民事訴訟法作業部会におかれましては、人事訴訟法案そして民事非訟手続草案を既に御起草いただきました。これらの草案を閣僚評議会に提出し、法律として成立させるという点においても、我々司法省としては努力しなければなりません。

このように、民事訴訟法が成立したという一つの大きな成果を挙げたわけではございませんけれども、なお我々の行く手には多くの課題が待ち受けております。これらの課題を整理し、一つ一つの優先順位をつけながら実際の活動計画として落とし込んでいくといったような作業がこれから必要になります。カンボジア司法省が行っているJICAとの技術協力プロジェクトであります法律制度整備プロジェクトは、現在、第2フェーズに入っており、この第2フェーズは今年の3月までの予定でございましたが、これら残っている課題に対処するために、既に我々とJICAとの間で1年間の延長の合意がなされております。この延長期間にどのような具体的な活動を行っていくのか、そして延長期間が終了した後どのような見通しを持って活動を続けていくのかということに関しましては、JICAとの間で協議を早急に行う必要があると考えております。

カンボジア王国の司法省は、今後の民事訴訟法の関係者への普及、また、適切な民事訴訟法の適用につきまして、最大限の努力を払っていくつもりにしておりますが、日本の関係者の皆様にも引き続き、これまでと変わらない御支援をお願い申し上げたいと思っております。

最後になりますが、本日このような機会を設けてくださった主催者の皆様に感謝申し上げますと同時に、今回このように私のスピーチを皆様の前で披露できたことに感謝申し上げます。

御静聴ありがとうございました。(拍手)

【司会(田中)】 アン・ヴォンワッタナ司法大臣、どうもありがとうございました。

基調講演

「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」

竹下守夫 駿河台大学学長

【司会(田中)】 それでは、次に竹下守夫先生から「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」という演題で御講演をいただきます。

皆様、既にご存じのことと思いますが、竹下先生は現在、駿河台大学学長、一橋大学名誉教授であり、またカンボジア民事訴訟法作業部会長としてカンボジア民事訴訟法の起草支援におきまして日本側のリーダーを務めておられます。

それでは、竹下先生，よろしくお願ひいたします。



【竹下】　ただ今，御紹介していただきました竹下でございます。

本日第8回法整備支援連絡会において，講演をする機会を与えていただき，大変うれしく，かつ光栄に存じます。

まず初めに，ただ今，御講演をなさいましたカンボジア王国アン・ヴォンワッタナ司法大臣，また，同ヒー・ソピア司法省次官に心から敬意と歓迎の意を申し上げたいと思います。

皆様のお手元にレジюме¹を配付していただいておりますが，少し詳しくなり過ぎておりますので，本日は，その中から重点的に幾つかの問題に絞って話をさせていただきたいと思ひます。

1．私の話は，大きく分けますと，（1）JICAのプロジェクトとしての「カンボジア重要政策中枢支援『法整備』」の枠組みの中で，カンボジア民事訴訟法起草支援として日本側が何をしてきたのか，どういう成果を挙げたのかということ，（2）次に，それがカンボジア及び我が国にとってどういう意味を持つのかということ，そして，（3）最後に，それらを通じて見えてきた今後の我が国の法整備支援の課題は何かという，三つの部分からなり，これをこの順序で述べさせていただきたいと思ひます。もっとも，その前提として，このプロジェクト全体がどのように進行したのかが問題になりますが，ただ今のアン・ヴォンワッタナ司法大臣のお話の中にも既にそれは出ておりますし，以前に，この法整備支援連絡会の場で私自身からも話をしたことがありますので，その点はごく簡単に幾つかの点を押さえておくにとどめることにしたいと思ひます。

民事訴訟法起草支援のプロジェクトが始まりましたのは，1998年に，JICAが「カンボジア重要政策中枢支援『法整備』」というプロジェクトを立ち上げ，その中心課題として，民法案・民事訴訟法案の起草支援をすることを決定し，カンボジア側と合意文書を取り交わしたことに端を発します。具体的には，1999年3月，プノンペンで第1回ワークショップを開催し，このプロジェクトのフェーズ1（第1期）が始まりました。フェーズ1は，当初2002年3月までという予定でしたが，後に1年延長になり2003年3月4日までになりました。この期間中に一応，民法も民事訴訟法も草案が出来上がりました，カンボジア側に引き渡したのですが，その草案のブラッシュアップ及び附属法令の制定等の作業が残りましたので，その後，フェーズ2（第2期）が2004年4月から本年4月までと期間を定めて設定をされました。フェーズ2も，ただ今アン・ヴォンワッタナ司法大臣が言われましたように，更に1年延長の予定という進行になっております。

2．それでは，以上を前提として，これだけの期間の間に私ども民事訴訟法起草支援のための作業部会が，どういうことをやってきたのか，その成果は何かの話に入りたいと思ひます。このプロジェクトの中心的課題は民事訴訟法案及びその附属法令案の起草ですが，それとあわせて法の運用に当たる人材の育成も，その課題の中に含まれておりますので，その

¹ 後掲「第8回法整備支援連絡会資料」参照

二つを分けて申し上げます。

(1) まず、民事訴訟法案及びその附属法令案の起草支援ですが、この作業は、レジюмеにありますように、主なものとして、 から の八つのものを挙げることができます。このうち、 から までは、本日配付していただいた、法務省法務総合研究所国際協力部が刊行して下さった「カンボジア王国民事訴訟法同附属法案集」に含まれています。

第一は、民事訴訟法典の起草であり、カンボジア司法省のワーキンググループと協同して起草した民事訴訟法案は、先に司法大臣も言われましたとおり、昨年6月にカンボジアの国会を通過して法律として成立し、同年7月に公布され、国王の審署も済んでおります。カンボジアの法制によりますと、一般には、その後、憲法院で合憲性の審査をすることになっているのですが、民事訴訟法については、その内容に対する信頼性の高さから、憲法院の合憲性審査は要らないことになり、1年間の準備・周知期間において、本年の7月17日からいよいよ適用を開始することとされております²。

第二に、カンボジアの民事訴訟法は、強制執行に関する規定を含んでおり、執行機関として執行官を予定しておりますので、民事訴訟法の附属法令として、当然、執行官法というものが必要になります。そこで、私どもは、次に全4章29か条からなる執行官法を、逐条解説付きで起草しました。これは既にカンボジア側ワーキンググループと内容についての協議を完了しており、いつでも閣僚評議会に提出し、立法手続を開始できる状態になっております³。

第三は、人事訴訟法案です。申すまでもなく、人事訴訟法は、民法の家族法、つまり親族・相続法と密接不可分の関係にあります。日本の民法作業部会で民法の起草作業を進めているのと並行して、民事訴訟法の起草をするわけですから、民法の家族法に関する諸規定が確定しないうちに、民事訴訟法の中に人事訴訟に関する規定を取り込んで起草することは困難でありました。そこで、人事訴訟に関する規定は、民事訴訟法とは別建てとして、民法の内容がほぼ固まった段階で、それを前提にした人事訴訟法案を独立の法案として起草しました。これについても、カンボジア側と既に内容については十分議論をして詰めたものであります。

それから、第4に、民事非訴訟事件手続法案というものがああります。これは、全10章54か条で、更にこの法律が適用になる事件を列挙した別表が付いており、かなり大きな法律案になりました。これは、民法作業部会で起草支援をしておりますカンボジア民法では、日本の民法と同じように、親族・相続の部分を中心として、例えば、事理を弁識する能力の不十分な者を成年後見に付するには、裁判所がその旨の決定を行

² その後、カンボジア王国民事訴訟法は、7月17日からプノンペン市内で、その10日後の7月27日からその他の地域で適用開始となった。

³ カンボジア王国執行官法草案は、費用の規定についてさらに検討が必要であり、また、執行官制度の構築にもある程度の時間を要することから、当面は検察官を「執行官事務取扱者」とする司法省令で対応することとなった。

うとか、あるいは、養子縁組について一定の場合には裁判所の許可を要するというような、私人間の法律関係の形成に裁判所が関与することを定める規定を相当数置いていますが、そうしますと、日本で言えば家事審判法や非訟事件手続法のような、本来の民事訴訟手続とは違った民事裁判手続を定める法律が必要になります。このような法律がないと民法ができて、実際に運用できないこととなってしまうので、そのようなことにならぬように民事非訟事件手続法案を起草したのであります。そこで、この法律は民法の附属法令という性格を持ち、その意味では、その起草は民法部会の所管になるのかもしれませんが、手続法でありますし、同じく日本が起草支援をしているところでもありますから、民事訴訟法作業部会で起草支援作業を引き受けたものであります。この法律案についても、カンボジア側と十分に協議し、その必要性及び個々の規定の意義について理解を得ているところであります。

さらに、民事訴訟法や民事非訟事件手続法上、例えば、裁判所に呼び出されても出頭しない証人に過料を課する場合のように、一定の場合に過料を課することが予定されております。そこで、これらの民事裁判手続に関連して過料を課する場合に、裁判所が準拠すべき手続を定める法律が必要になるというので、条文数の少ないものですが、民事過料手続法案を、独立の法律案として起草しました。これが第5になります。

最後に、これまでの民事訴訟法起草の作業では、個別の規定について、その趣旨を説明し、カンボジア側と意見交換をしてきましたが、体系的な理解を得るには、それだけでは欠けるところがあり、どうしても体系的なテキストブックが必要だと感じられます。そこで、第6として、強制執行の部分を除いた、いわゆる判決手続に関する部分について、「カンボジア民事訴訟法要説」という名前でテキストブックを作りました。普通の日本の法律書にしますと200ページぐらいのものですが、これも民事訴訟法作業部会のメンバーが分担執筆をいたしまして、最終的には私の責任で取りまとめたものであります。

以上が、民事訴訟法作業部会の本来的任務の遂行としての成果物であります。実はそのほかに、二つの作業をいたしました。

一つは、この7月から民事訴訟法が適用になりますが、民法の方は、まだ成立しておりません。これまで、カンボジアには、家族法の分野について、実体規定と手続規定とを一体として含む「婚姻・家族法」と日本側で仮に呼んでいる法律が施行されています。そこで、このまま民事訴訟法が適用開始となりますと、家族法関係の訴訟については、手続規定としては民事訴訟法が適用になって、実体規定としては婚姻・家族法が適用になるのか、それで不都合は生じないかという問題が出てきます。例えば、婚姻・家族法の中には、離婚訴訟の判決は対世的効力を持つ、つまり第三者に対しても効力を有すると定めたものと理解できる規定がありますが、民事訴訟法上は判決の効力は相対的だというのが原則になっております。民事訴訟法と同時に日本側の支援でできた人事訴訟法が適用開始となれば問題がないのですが、人事訴訟法は、他方では、民法と同時に適用開始となるべきものですし、そもそも人事訴訟法案は、まだ法

律になっていませんから、このままでは、カンボジアの裁判官としては、どう解釈をしていいのかわからないということになります。そこで、私どもは、民法、人事訴訟手続法が適用開始となるまでの暫定的な必要にこたえるために、民事訴訟法の適用が開始された後の、「婚姻・家族法」解釈の指針、つまりガイドラインを作成して、カンボジア側に提示するのが良いのではないかと、また、それが必要なのではないかと考えました。その結果できましたのが、「民事訴訟法適用開始後、民法・人事訴訟法の適用開始に至る期間における『婚姻・家族法』の解釈・運用に関する指針案」であります⁴。

いま一つは、これも先ほどの司法大臣のお話に出てまいりましたが、供託法に関することであります。日本でも民法の附属法令の一つとして供託法があり、その供託制度の存在を前提として強制執行手続上も様々な場面で供託を利用していることはご存じのとおりであります。そこで、カンボジア側との合意の上では、供託法も日本側で支援して起草することになっているのですが、実際には民法作業部会の方では、供託法の起草を始めておりませんので、強制執行手続を動かしていくためには、これに代わる手続を用意しておかなければなりません。このことは、あらかじめ分かっていたので、カンボジア民事訴訟法を起草するときには、裁判所への寄託という制度を別に設けて、例えば、強制執行法の中で第三債務者による供託が問題となるような場合には、供託又は裁判所への寄託ができるという規定にしてありました。ところが、いよいよ民事訴訟法が適用開始ということになって、カンボジア側としては、裁判所への寄託とはどういうものか、そのイメージがわからないという話になりましたので、私どもでモデル法を作って参考にしてもらうことにしました。今からでは、先方のワーキンググループと協議をしている時間的余裕がありませんので、一方的にこちらで起草して参考にしてもらうことにしたわけです。それが、「裁判寄託法モデル法試案」というものです⁵。

このように民事訴訟法部会の成果物を並べ立てましたのは、もちろん、自分たちがよくやったと自画自賛する趣旨ではありません。そうではなくて、実は民事訴訟法のような基本法典を一から起草する形の法整備支援をしようと思うと、このぐらいの作業が必要になる、そうでないと基本法典はできても実際には運用できない結果になってしまう、ということが分かった。それを皆さんに伝えて、法整備支援にかかわる者の共通認識にしたいという趣旨であります。

- (2) 次に、人材の育成の点であります。司法省のワーキンググループに属しているメンバーについては、私どもが当初予想した以上の成果があったと思います。当初は、ワーキンググループの皆さんも、民事訴訟法案が作成されても、閣僚評議会あるいは国会の審議の過程でいろいろ質問が出たときには、自分たちだけで的確に回答できる

⁴ 民事訴訟法適用開始後の「婚姻・家族法」運用のガイドラインも、その後カンボジア司法省で決定された。

⁵ 日本側で提示した「裁判寄託法モデル法試案」に基づいて、カンボジア司法省は、近く、裁判上の寄託に関する司法省令を制定する予定である。

か不安がある。だから日本側の作業部会委員に、場合によってはカンボジアまで来てもらえないかというような話もありました。しかし、実際には、各関係省庁との折衝を始め国会での審議でも、全部カンボジアのワーキンググループのメンバーが対応して乗り切ったのであります。もちろん、これは、現地におられる坂野さん、神木さんという優れたJICA長期専門家の助力があつてのことですが、とにかくカンボジアのメンバーが自分たちで乗り切ったということでありますので、この意味では、人材育成の面でも大きな成果があつたと言えると考えているところであります。ただ、問題は、人材の育成の面で具体的な成果があつたのは、ワーキンググループのメンバーとせいぜいその周辺の人たちに限られ、一般的な法曹養成システムを確立するには至っていないということであります。これは、今後の最重要課題の一つであります。

3. そこで、このような成果は、一体カンボジア側、日本側にとっていかなる意味を持っていると考えられるかが、次の問題であります。

(1) カンボジア側にとってどういう意味があるかについては、既に司法大臣が言われましたので、深くは立ち入らないことにいたします。私どもの立場から見ると、カンボジアでは、司法については憲法に規定がありますし、裁判所は実際にありますが、裁判所構成法はまだ制定されていない。したがって、いわば憲法で予定されている司法の内実は、まだ充足されていないわけであります。民事訴訟法は、本来は手続法であつて裁判所構成法に代わるものではありませんが、実質的には司法の中身をなすものですので、民事訴訟法が制定されたことによって司法制度の中核的な中身が出来上がったという意味を持つのではないかと思います。そして、それが、カンボジアが国際社会の信頼を得るのに役立つと考えるのであります。

同時に、このことは国際化した市場社会にカンボジアという国が参入するための法的インフラが、その重要な一部において整備されたという意味を持つであろうと思います。もちろん、残された課題もまだいろいろあります。執行官法の迅速な制定、あるいは執行官制度の整備という課題もありますし、民事訴訟法の一般法曹、更には一般国民への普及という課題もあります。とりわけ、新しい民事訴訟法の定める手続は、従来の裁判手続とかなり基本的な考え方を異にしますから、これを運用する法曹には、意識改革が求められることになります。こう見てきますと、カンボジアの法律家の皆さんにとっては、まだまだ困難な作業が残っていると云わざるを得ません。

さらに、法曹養成システムの確立ということも法典の整備とあわせて重要な課題であります。その法曹養成につきましては、フランス政府の援助で設立された王立司法官職養成校があり、日本も法務省法務総合研究所国際協力部から教官を一名派遣して協力しているところですが、軌道に乗るにはなお時間が掛かりそうであります。また、私は詳細を承知しておりませんが、大学における法学教育についても、なお支援が必要などころが多いと考えられるところであります。

(2) 少し先を急ぎますが、では、今回の私どもの活動の成果は、日本の法整備支援にとってどういう意味があるかを考えてみることにいたします。

私は、常々、法整備支援の意味は、国際社会の文脈の中で考える必要があるのではないかと考えています。そうしますと、ごく最近フィリピンで開催された東アジアサミットにも現れていますように、今後ますますアメリカ、EUに対する第三の極としてのアジアが国際社会の中で重要性を高めてくることは疑いを入れません。このアジアが発展していくには、それぞれのアジアの国々の国内的安定性、またグローバル化した市場経済に参加して、その恩典にあずかり、これを享受できる体制を確立することが必要になってくる。そのアジアの中で、現在既に中国の存在を無視してアジアの将来を語ることはできませんが、我が国としては中国と対立するのではなくて、むしろ中国と協力をして、アジアの発展を推進していかなければならないということに、多く異論はないと思われます。その場合に、アジア諸国に対する法整備支援のような分野では、これを中国に期待をするのは無理であって、まさに日本が引き受けるべき重要な役割、責務ではないかと考えております。

このような視点から、今回の作業の成果を見てみますと、大きく言えば、東南アジアの地域的安定へ、小さな一歩ではあるかもしれないが、とにかく寄与することができたのではないかと、そしてグローバル経済の下での東南アジア市場拡大のための基盤整備という面でも、ある程度の貢献ができたと言えるのではないかと考えております。

しかし、それ以上に、今日この場で皆さん方に申し上げたいと思いますのは、法整備支援を遂行していく過程で生じてくる様々な問題をトータルに経験できたということでもあります。法典起草支援というタイプの法整備支援が今後どの程度あるのか、人材養成支援に比べれば、相対的に多くはないのではないかと思われますが、今回、私どもが経験したことは、今後の日本の法整備支援に役立てることができるのではないかと考えております。

具体的に申しますと、まず、法整備支援を実行するために必要とされる作業の質と量、どのような作業が必要で、それはどの程度の質を求められるかを経験することができました。先ほども話が出ておりましたが、このプロジェクト全体はJICAのプロジェクトですけれども、実際にこれを実行するときには、JICAの現地事務所、JICAの長期派遣専門家のほか、法務省法務総合研究所国際協力部のスタッフ、財団法人国際民商事法センターのスタッフが関与し、更に私ども民事訴訟法作業部会のメンバーが具体的な起草作業を実行します。このように場所的にも、プノンペンのJICA現地事務所・長期派遣専門家、大阪の国際協力部、東京のJICA本部・国際民商事法センター事務局・民事訴訟法作業部会と各地に散在し、様々な立場の人的スタッフの間のネットワークを築き上げて、これを迅速に機能するように動かしていくことによって、初めて法整備支援プロジェクトが実行されていくのであり、このことを十分に認識する必要があります。

先ほども話に出ましたように、例えば、カンボジアで、司法省のやっている法典起草作業に対して、他の省庁から様々な疑義が出されたとします。カンボジア司法省のスタッフだけでは、十分に対応できないときには、まず現地の専門家に相談が持ち込

まれる。ところが、現地の専門家としても自分たちだけで確定的回答を出して良いか判断に迷い、日本の私ども民事訴訟法作業部会の意見を聞きたいと考えられることもある。そうすると、国際民商事法センター事務局に連絡のメールが入り、国際民商事法センターの事務局スタッフは、すぐに民事訴訟法作業部会全員に現地の専門家からこういう照会が来たが、民訴法作業部会の意見はどうかという問い合わせのメールを送ります。これを受けて、私どもは、できるだけ早く回答をする。特に支障がなければ、そのメールを見たらすぐに回答を書くというやり方をしてきました。民訴法作業部会のメンバーは大勢いますが、通常は、まず問題と関連する条文の起案を担当した委員が回答案を国際民商事法センター事務局に送りますが、それ以外の委員がまず回答案を送ることも珍しくありません。私も自分限りの判断で適切な回答ができると思う問題については、自分で回答案を書いて送ります。これらの回答案を受け取った国際民商事法センター事務局は、その日のうちに、その回答案をまた全員に流してくれますので、他の委員がそれに賛成とか、修正意見を送って、最終的には部会長である私が判断をして確定的回答を決定し、それが民商事法センター経由で現地に送られるということになります。通常、2日か3日あれば、ほぼ全員から返事が集まります。

このようなネットワークが成立しているからこそ、今回の作業はスムーズに進行したと言えるのであり、法整備支援の作業を遂行するには、このようなネットワークが必要なのだということが身にしみて分かりました。それと合わせて、整備する法令の範囲についても、先ほど触れたように、基本法典さえ起草できれば、それで終わりというわけではなく、無論、相手国の状況にもよりますが、附属法令、関連法令も、先ほど挙げたようなレベルまで目配りをしなければ、基本法典が動かないことになってしまうわけであります。そして、法整備支援というプロジェクトを実行するには、このようなネットワークを構築し、これだけの作業を遂行することが求められるということになると、これに関与する人の面では、やはり、志の高い、そして責任感のある人材が必要だと思えます。このようなことが分かったということは、我が国の今後の法整備支援にとって非常に貴重な経験であったと思います。恐らくベトナムに対する法整備支援でも、これに関与された方々は同様の経験をされたのだと思います。是非これらの経験を蓄積して行って今後引き継いでいくことが望まれます。

4. 最後に、結語としまして、今回の経験から見えてきた今後の課題につき、簡単に触れたいと思います。

まず第一は、法整備支援に携わる日本側人材の組織的確保であります。今言いましたように、今後我が国が政府開発援助の重点の一つとして法整備支援を展開していくには、志の高い責任感のある人材が必要ですが、それをプロジェクトごとに、何かの偶然で集めてくるのでは限界があります。このような人材を組織的に糾合できる仕組みを構築することが、今後の課題であると思えます。

第二に、法整備支援の成果を相手国に定着させるためには、法案を起草し、法律を制定するだけでは済まないもので、その後も、継続的に支援を続けていくことが求められま

す。直接的には、制定された法令を相手国の法律家一般、更には国民一般にまで普及させる活動を支援する必要がある、これも、今後の課題となります。この課題は、成立した法律を運用する法曹の養成を支援することを含み、更に長期的に見れば、相手国が自ら大学レベルの法学教育システムを確立することの支援にまで及ぶこととなります。更に第三の課題として、日本が法典整備支援をする以上、相手国に日本語を理解できる法曹、法学研究者の育成を求め、同時に日本がそれを支援する必要があると思います。日本が支援して起草・制定された法典の背後には、明治以来蓄積された日本的法思想ないし法的思考があるのであって、それを理解することなしには成立した法律の真の理解は困難であると言わなければなりません。別の言い方をすれば、日本の法文化を理解することなしに、日本の支援によって制定された法律の真の意味の理解は困難であるということです。これは、日本が明治のころに、欧米諸国の支援を受けて近代法典を整備しましたが、その後、ドイツ、フランス、アメリカなどの法や法学の研究にどのぐらいのエネルギーを使ったかを考えてみれば、改めて言うまでもないことであります。そこで、今日本がアジアの諸国に法令の整備を支援する場合に、やはり相手国の側に日本語を理解し、日本の文献・判例等を日本語で理解できる法曹、法学研究者が育成されなければ、日本が支援して制定された法令を真に理解し、相手国の国民のために生かすこともできないことになりかねません。ただ、しかし、それを直ちに被支援国に期待しても実際には不可能でありますから、それをもやはり日本側が支援をしないと、実現できないであろうと思われます。そのための支援方法にはいろいろなものがあり得ると思いますが、例えば、相手国の留学生に日本の法律学を学んでもらおうというだけでなく、既に出来上がった法律実務家、あるいは研究者にも日本に長期滞在して、日本の法律学を学ぶ機会を日本が用意するということが考えられるのではないかと思います。

そのほか、先ほど触れたとおり、法整備支援の実践的ノウハウを蓄積し、これを次に同様のプロジェクトに関与する人々に引き継いでいくシステムをつくることも、今後の課題であると思います。

最後に、法整備支援についても、名古屋大学の方々を中心に、既に理論的研究が進められております。私どもが行いましたのは、いわば法整備支援の実務・実践であったわけですが、法整備支援の分野でも、これからは実践と理論的研究との交流とが必要ではないかと感じているところであり、今後の課題として挙げたいと思います。

少し予定の時間を過ぎてしまいましたが、以上が、今回の法整備支援作業を通じて私が考えたところであります。ただ今申し上げた課題について、この法整備支援連絡会が、重要な役割を果たすことができるのではないかと期待を述べて、私の話を終えることにいたします。

御静聴ありがとうございました。（拍手）

「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」

駿河台大学
学長 竹下 守夫

I. はじめに

II. カンボジア王国民事訴訟法起草支援の経緯

1. 民事訴訟法起草支援開始の発端

- (1) 1998年, JICAが「カンボディア重要政策中枢支援『法整備』」プロジェクト(JICA)立上げ。民法・民事訴訟法の起草支援を中核とする。国内支援委員会, 民法作業部会・民事訴訟法作業部会設置。
- (2) 1999年3月, 第1回現地協議をもってフェーズI (1999年3月5日～2002年3月4日, 後に2003年3月4日に延長) 開始 (以下, 民訴法起草支援に限定)。

2. 民訴法作業部会における起草支援作業の経過

(1) 起草支援作業の前提

民訴法作業部会のカウンターパート: カンボジア司法省「立法化準備委員会」(通称ワーキング・グループ)。両者の協議を通じて起草。

(2) 第1回現地協議会における目標設定

「10年後・20年後の国際社会の評価に耐え得る民事訴訟法の制定を目指す」。

これを受けて, 民事訴訟法では, 冒頭に, 「裁判を受ける権利の保障」「審問請求権の保障」「対審審理の原則」などの憲法的手続基本権の保障規定を置く。

全体として, 近代的民訴法の基本原則に適合的な手続構造。

(3) 民事訴訟法起草作業の進め方

- ① 日本側: 毎月1回, 作業部会開催。原案を起草。50条～60条ごとにカンボジア側ワーキング・グループと現地ワークショップを開催。原案の趣旨説明。質疑応答を通じ, カンボジア側の意見聴取。必要に応じ修正又は日本に持ち帰って検討。
- ② カンボジア側: JICAの長期派遣専門家を中心にワークショップの事前準備・事後的検討。
- ③ 民訴作業部会: 81回, 現地ワークショップ: 14回, 日本での国内研修の形式でのワークショップ: 数回, 現地セミナー: 2回開催。

(4) プロジェクトの進行状況

- ① フェーズ1: 1999年3月5日～2002年3月4日。後に2003年3月4日まで延長。
- ② フェーズ2: 2004年4月9日～2007年4月8日。後に一年延長。

3. 支援作業の成果と現状

(1) 民訴法起草支援プロジェクトの成果 [1] ——法令の起草・整備

① 民事訴訟法の制定・施行（全9編588ケ条・逐条解説付き）

2006年6月，成立。同年7月公布，国王の審署済み。憲法院の合憲性審査不要。

2007年7月6日より適用開始予定。

② 執行官法案（全4章29ケ条・逐条解説付き）

③ 人事訴訟法案（全3章25ケ条・逐条解説付き）（民法の制定待ち）

④ 民事非訴訟事件手続法案（全10章54ケ条及び別表・逐条解説付き）（民法の制定待ち）

⑤ 民事過料手続法案（全6ケ条・逐条解説付き）（民法の制定待ち）

⑥ 「カンボジア民事訴訟法要説」（判決手続部分の体系的テキストブック）（A4版171頁。1頁：38字×39行＝1482字）

⑦ 民訴法の適用開始後，民法・人訴法の適用開始に至る期間における「婚姻・家族法」（婚姻・家族に関する実体規定・手続規定を含む現行法）の解釈・運用に関する指針（ガイドライン）案

⑧ 裁判寄託法モデル法試案（少なくとも供託法制定までの期間に必要とされる金銭等の裁判所への寄託制度の骨子を示すもの）

(2) 民訴法起草支援プロジェクトの成果 [2] ——人材の育成

少なくとも司法省ワーキング・グループの構成員については大きな成果。

JICAの長期派遣専門家の助力があったとはいえ，民事訴訟法案に関する閣僚評議会・国会での質疑，他の省庁との折衝は，すべてワーキング・グループ構成員が対応して，乗り切った。

(3) 残された作業

① カンボジアの一般法曹に対する民訴法の普及

② 執行官制度新設のための助言

③ 民法案の審議に応じ必要が生じた場合における，上記(1)③～⑤の各法案の調整及び終局的確定

Ⅲ. 民訴法制定のカンボジア王国にとっての意義

1. 司法制度の中核的内実の確立——国際社会の信頼の獲得

(1) 国の統治作用としての司法権の内実の保障

(2) 法秩序の維持と内外の国民の権利保護制度の確立

2. 国際化した市場経済に参入するための法的インフラの整備

3. 残された課題——自助努力を期待される課題

(1) 執行官法の迅速な制定及び執行官制度の整備

(2) 民訴法の一般法曹への普及

① 民訴法の内容の理解の推進

- ② 従来の裁判実務との相克の克服——法曹の意識改革
- (3) 法曹養成システムの確立——法総研国際協力部のバックアップ(法曹養成支援共同研究会)
 - ① 王立司法官職養成校における教育の計画化・充実化
 - ② 弁護士養成制度の整備・拡充
 - ③ 法学教育の整備・拡充

IV. 我が国の法整備支援についての意義

1. 法整備支援の現代的意義

- (1) 法整備支援の理念・目的
 - ① 法の支配する民主的法治国家の確立，途上国の国民の自由・人権の擁護
 - ② 市場経済体制の法的基盤整備，グローバル化した市場経済への参加の機会の保障
- (2) 国際社会の動向と法整備支援の現代的意義
 - ① 国際社会の流動化・不安定要因
 - ② 国際社会の動向という文脈で見た法整備支援

2. 今回の法整備支援の我が国についての意義

- (1) 東南アジアの地域的安定への寄与
- (2) グローバル経済の下での東南アジア市場拡大のための基盤整備
- (3) 法整備支援の提起する諸問題のトータルな経験

法典整備類型の法整備支援の過程で生じ得る多種多様な問題を経験。
今回の経験は、今後我が国が行う法整備支援一般にとって有用。
伝承のための記録化の必要。

 - ① 必要とされる作業の質と量の把握
 - ② 特に附属法令・関連法令の整備の必要性の認識
 - ③ 必要とされる人材の種類と数の把握

V. 結語——今回の法整備支援活動の経験が示す今後の課題

- 1. 法整備支援に携わる日本側人材の組織的確保
- 2. 支援の成果の定着化のための継続的支援
 - (1) 制定された法令の普及活動支援
 - (2) 法曹養成システム・法学教育システムの確立支援
 - (3) 留学生・実務家・研究者をも対象に取り込んだ日本法研究・教育支援
- 3. 法整備支援の実践的ノウハウ伝承のための記録化
- 4. 法整備支援の実践と理論的研究との交流